5　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

㈠　請求のあっせんの申請

特殊海事損害（協定第二三条第六項(c)に規定する損害であって同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について英国に対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができるものとすることとした。（第一五条関係）

㈡　請求のあっせん

防衛大臣は、㈠による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすることとした。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとすることとした。（第一六条関係）

㈢　訴訟の援助

(1)　政府は、㈡によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が英国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとすることとした。

(2)　(1)の立替金には、利息を付さないものとすることとした。（第一七条関係）

㈣　立替金の償還等

政府は、㈢の(1)により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとすることとした。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとすることとした。（第一八条関係）

6　附則

㈠　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

㈡　この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

―――――――――

◇関税法施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（財務省）

1　輸入申告書の記載事項に、輸入者の住所及び氏名等、貨物が運送される場所の所在地及び名称等、貨物が通信販売により購入されて外国から発送されたものに該当するか否か等を追加することとした。（関税法施行令第五九条等関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和五年一〇月一日から施行することとした。

―――――――――

法　律

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十三号

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

（気候変動適応法の一部改正）

第一条　気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　気候変動適応の推進　第一節　気候変動影響及び気候変動適応の推進　第二節　熱中症対策の推進（第十一条―第十五条）」を「第三章　気候変動適応の推進　第四章　補則（第十六条―第二十四条）　第五章　罰則（第二十五条―第二十八条）」に改める。

気候変動適応に関する情報の提供等（第十一条―第十五条）を気候変動適応に関する情報の提供等（第十一条―第十五条）　第二節　熱中症対策の推進（第十六条）　第三節　補則（第十七条―第二十四条）に改める。

第一条中「提供」の下に「、熱中症対策の推進」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「熱中症対策」とは、気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

第七条第二項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第十六条第一項に規定する熱中症対策実行計画に関する基本的事項

第三章中第十一条の前に次の節名を付する。

第一節　気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等

第十一条第一項第一号中「提供」の下に「（第二十条第一項の規定による調査に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十条を第二十九条とし、第十九条を第二十八条とし、第十八条を第二十七条とする。

第十七条中「国は」の下に「、第二十四条に定めるもののほか」を加え、同条を第二十六条とし、第十六条を第二十五条とする。

第三章に次の一節を加える。

第二節　熱中症対策の推進

（熱中症対策実行計画の策定）

第十六条　政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下この条及び次条において「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならない。

2　熱中症対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　熱中症対策の推進に関する目標

三　前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項